

～ 長崎県以外の私立高等学校等に
在学している生徒の保護者の皆様へ ～



令和7年度
長崎県私立高等学校等奨学給付金について
(災害等により制服の再購入が必要な場合の加算支給)

本制度は、災害等により着用が義務付けられている制服を喪失・毀損し、再度の購入が必要な場合において、長崎県私立高等学校等奨学給付金（早期給付・通常給付・家計急変）の給付金額に加算支給を行います。

1. 支給要件

■ 基準日【7月1日現在（家計急変の場合は、申請した翌月1日現在）】において、次のすべての要件を満たしていること

- ①災害等により着用を義務付けられている制服が喪失・毀損して、再購入が必要であること
- ②平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した生徒で、基準日に在学しており、高等学校等就学支援金又は専攻科の生徒は高等学校等修学支援事業費補助金の支給対象要件に該当していること（授業料全額減免により受給していない場合を含む。）
- ③保護者が長崎県内に住所を有すること
- ④早期給付、通常給付または家計急変の支給対象者であること（ただし、生業扶助世帯は対象外。）

※上記支給要件を満たしていても、以下のいずれかに該当する場合は支給対象となりません

- ・基準日において、休学している者（進級が見込まれ学校長の証明が得られる場合を除く）
- ・基準日において、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和5年5月10日こ支家第47号）」による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高中生等を除く。）が措置されている場合
- ・他の都道府県から奨学のための給付金を受給する場合

- ・道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯の判定において、保護者の全員又は一部が道府県民税及び市町村民税の賦課期日（1月1日）に日本国内に在住していない等の理由により、道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が確認できない場合

2. 支給金額（加算支給）

- 奨学給付金の支給額に生徒1人当たり81,000円を加算した金額が支給金額となります。ただし、令和7年度の奨学給付金（早期給付を除く）を既に受給している場合は、加算支給分のみ（81,000円）の支給となります。

（例）対象生徒が通信制以外の高校生であり、道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯の高校生等の区分に該当する場合

$$\left(\begin{array}{l} \text{支給金額} = \text{（通常給付）} 152,000 \text{円} + \text{（制服加算）} 81,000 \text{円} \\ = 233,000 \text{円} \end{array} \right)$$

3. 申請方法

- 次の提出書類を郵送又は持参により、直接、長崎県総務部学事振興課へ提出してください。
- 申請書等の様式は、長崎県総務部学事振興課のホームページからダウンロードしていただくか、長崎県総務部学事振興課あてに請求してください。

<県HP検索方法>

【組織で探す】→【学事振興課】→【長崎県私立高等学校等奨学給付金】

4. 提出書類

- 奨学給付金（通常給付または家計急変）の提出書類に加え、下記①～③の書類を提出してください。なお、令和7年度の奨学給付金（早期給付を除く）を既に受給している場合で、世帯状況に変更がない場合は、①～③の書類のみの提出となります。
- 本申請においても、シャープペンシルや消せるボールペンは使用不可とします。

- ① 災害等により被災したことがわかる公的書類（罹災証明等）
- ② 制服の再購入に係る誓約書（様式第11号）
- ③ 制服の再購入に係る証明書（様式第12号）

5. 提出期限

令和8年2月20日（金） 消印有効

6. 支給方法等

- 支給の可否を決定後に、申請時に指定のあった口座に振り込みを行います。
指定の口座への振込完了後に、支給決定通知を送付いたします。

7. 問い合わせ先

<長崎県 総務部 学事振興課>

〒850-8570 長崎市尾上町3-1

TEL 095-895-2282 FAX 095-895-2547